

令和3年4月9日

## 外務員の登録等に関する規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請会員の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
  - ① 氏名、生年月日及び性別
  - ② 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名
  - ③ 役員又は従業員の別
  - ④ 日本証券業協会「試験規則」に定める一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日
  - ⑤ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことがある者については直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
  - ⑥ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
  - ⑦ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の25において準用する第64条の5の規定又は規則第7条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
  - ⑧ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第10条第1項に規定する登録申請の申請者は、正会員代表者とする。

(審問等の手続き)

第4条 本会は、規則第13条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、正会員代表者に通知するものとする。

2 本会は、規則第15条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、正会員代表者に通知するものとする。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
  - (2) 不利益処分の原因となる事実
  - (3) 聴聞の期日及び場所
  - (4) 聴聞に関する事務を所掌する本会の部署の名称
- 3 第1項の審問又は前項の聴聞は、金融商品仲介業務の担当役員の出席を求めて行うものとする。ただし、金融商品仲介業務の担当役員が出席できない場合には、金融商品仲介業務を統括する責任者（部長相当職の者をいう。）を代理人とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、金融商品仲介業務の担当役員は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（登録申請書等の様式）

第5条 規則第21条に規定する登録申請書その他の様式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外務員登録申請書  
別紙様式1
  - (2) 外務員登録事項変更届出書  
別紙様式2
  - (3) 登録外務員の欠格事項該当届出書  
別紙様式3
  - (4) 登録外務員の職務廃止届出書  
別紙様式4
  - (5) 登録申請に係る外務員が金商法第66条の25において準用する同法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面（規則第10条第2項に規定する細則で定める書類）  
別紙様式5
- 2 第1項第1号、第2号及び第4号に定める外務員登録申請書その他の様式につき、所要の記載事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により作成することができる。
- 3 第1項第5号に定める誓約する書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせることで作成することができる。
- 4 登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記

載した書面とする。ただし、書面の作成が困難であるときは、所要の記載事項について電磁的方法により作成することができる。

(資格更新研修の特例)

第6条 規則第22条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第22条第1項又は第2項に定める期間の初日前2年以内に日本証券業協会が実施する外務員資格試験に合格した者、又は本会が実施する外務員資格更新研修を修了した者
- (2) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本会が認めた者（なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。）

附 則

この規則は、定款改正に係る主務大臣の認可の日（令和3年 月 日）から実施する。